

第9期嘉島町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概要版

計画策定の背景

「第9期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの国・県や本町の状況や「地域共生社会」の考え方を踏まえ、本町に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、町民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として策定するものです。

計画の期間

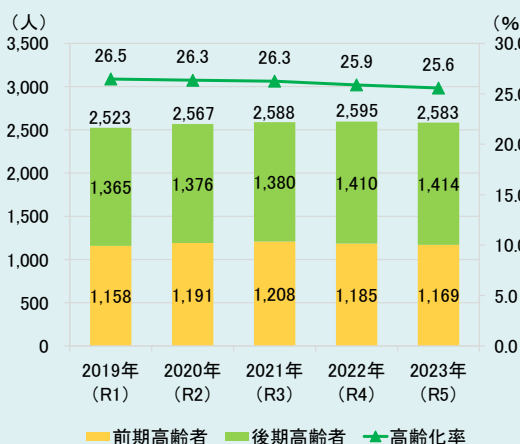
本計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間です。介護保険料については3年間を通じて、均衡が保たれるように検討しています。



嘉島町の現状

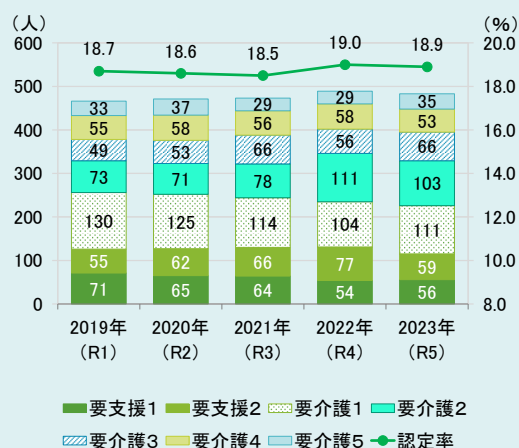
高齢者数と高齢化率の推移

後期高齢者は増加傾向にあります。



要支援・要介護認定者の推移

令和4年度に増加し横ばいとなっています。



計画の基本理念

高齢になっても住み慣れた地域で 活力と生きがいを持って暮らせるまち

本計画では、「嘉島町総合計画」で掲げた3つの将来像である「自然とともにある住みよいまち」、「安心・安全で活力のあるまち」、「みんなでつくる協働のまち」や熊本県が掲げる目指すべき姿「高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと」を踏まえるとともに、地域共生社会の実現と高齢者の自立支援・重度化防止を推進するため、2040年度（令和22年度）を見据えて、現行計画の基本理念を踏襲しつつ新たな基本理念を設定しました。

基本目標 1 生涯現役を目指した健康づくり、自立支援、 介護予防・重度化防止の推進

(1)健康づくりの推進と 健康寿命の延伸

- 健康教室の開催
(さんさん教室)
- 健診・検診の受診勧奨
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 介護予防健診の実施

(2)介護予防事業の推進

- 脳いきいき事業
- サロンリーダー養成
- 地域サロンでの介護予防活動の推進及び介護予防健診の実施
- チームオレンジ

(3)ケアマネジメントの 質の向上

- 地域ケア会議の開催
- 専門職の参加継続



基本目標 2 高齢者も地域の一員として支え合う地域共生社会の実現に 向けた地域包括ケアシステムの深化・推進の取組

(1)生活支援・介護予防 サービスの基盤整備

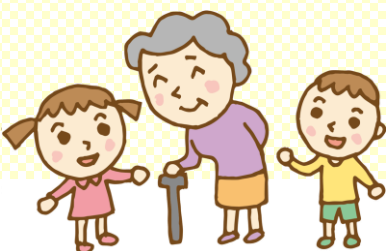
- 訪問型サービスの充実
- 通所型サービスの充実
- 新しい生活支援サービスの検討

(2)高齢者の生活基盤の 整備

- 緊急通報体制整備事業
- 友愛訪問による見守り
- 住宅改造助成事業
- 移動を含めた社会参加のための支援

(3)医療・介護連携の 推進

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 嘉島町在宅医療連携体制検討会議の開催
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発



基本目標 3

支援・介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる体制の構築

(1)「予防」と「共生」の認知症施策の推進

- 認知症サポーターの養成・活動活性化
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症カフェの開催
- 認知症の人やその家族の意思を尊重した施策の推進
- 認知症予防の推進、脳いきいき事業の実施

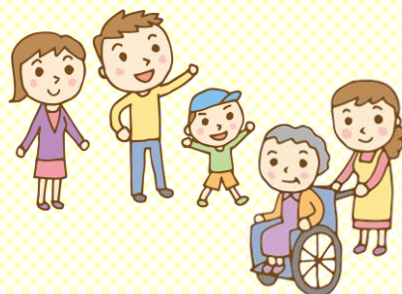
ほか

(2)地域包括支援センターの機能強化

- 介護予防事業の周知
- 総合相談・支援の実施
- 権利擁護事業の実施
- ヤングケアラーの把握と支援
- 地域資源の把握
- 地域包括支援センター運営協議会の開催

(3)包括的な支援ができる体制の整備

- 重層的支援体制整備事業の推進



(4)高齢者の虐待防止と消費者被害防止

- 高齢者虐待防止啓発
- 消費者被害防止啓発
- 弁護士相談

(5)権利擁護のための体制の充実

- 成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進
- 成年後見制度の利用促進と後見人等への支援
- 担い手の確保
- 地域連携ネットワークづくり

(6)防災・感染症対策の推進

- 事業所における災害及び感染症に対する備えの検討
- 要援護者等における災害に対する備えの検討



認知症との「共生」って？

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

この計画では、「共生」と「予防」を車の車輪として取り組みを推進していくことで、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。

基本目標 4

持続可能な介護保険制度の円滑な運営

(1)介護人材の確保と負担軽減施策の推進

- 総合的な人材確保対策
- 介護支援専門員研修等の充実
- 介護従事者の負担軽減

(2)介護サービスの質の向上

- 地域密着型サービス及び居宅介護支援の質の向上
- 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への出席
- 介護サービス相談員派遣事業

(3)介護給付費の適正化

- 認定調査員「eラーニングシステム」の受講
- ケアプラン点検
- 医療情報突合・縦覧点検
- 住宅改修点検
- 福祉用具購入・貸与調査

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

介護保険給付費等や地域支援事業費の23%を第1号被保険者が、所得段階に応じて介護保険料として負担することになります。第9期においては、所得に応じてきめ細かく負担割合を設定するとともに、低所得者に配慮するため、所得段階を13段階とします。

第9期介護保険 基準保険料

5,000円／月(60,000円／年)

段階	対象		保険料率	保険料額(円)	
				月額	年額
第1段階	世帯全員が町民税非課税	高齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人	基準額×0.455 (0.285)	2,275 (1,425)	27,300 (17,100)
		前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が町民税非課税	前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.685 (0.485)	3,425 (2,425)	41,100 (29,100)
第3段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が120万円を超える人	基準額×0.69 (0.685)	3,450 (3,425)	41,400 (41,100)
第4段階	世帯の誰かが町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.9	4,500	54,000
第5段階		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超える人	基準額	5,000	60,000
第6段階	本人が町民税課税	前年の本人合計所得が120万円未満の人	基準額×1.2	6,000	72,000
第7段階		前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	6,500	78,000
第8段階		前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	7,500	90,000
第9段階		前年の本人合計所得が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	8,500	102,000
第10段階		前年の本人合計所得が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	9,500	114,000
第11段階		前年の本人合計所得が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	10,500	126,000
第12段階		前年の本人合計所得が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	11,500	138,000
第13段階		前年の本人合計所得が720万円以上の人	基準額×2.4	12,000	144,000

※()内は、非課税世帯を対象とした公費負担による保険料軽減の保険料率、保険料額です。



第9期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)

発行：令和6年3月

発行・編集：嘉島町

〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地

TEL:096-237-1111 FAX:096-237-2359